改善措置命令についての審査請求の理由

買物ツアーで扱う物品の調達から販売までの流れは、次のようである。

　村木氏等の個人が市場で物品を調達→村木氏等の個人が営業権組合に販売→営業権組合が買物ツアー参加者に販売

　本件改善措置命令の通知書は、「市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため、東京都中央卸売市場条例第１０２条第４項に基づく業務改善措置を講ずるよう、下記の通り命ずる」としているが、第１０２条第４項を買物ツアーに適用することは、以下の①～③に基づき失当である。

①買物ツアーの販売主体は営業権組合である

買物ツアーでは、営業権組合が購入した物品を営業権組合が販売している。かつ、そのことは、買物ツアー実施時に、旗などを通じてツアー参加者に明示している。

　販売主体が営業権組合である買物ツアーに条例第１０２条第４項を適用することは失当である。

②買物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無である

　買物ツアーにおいて、㈲ムラキは、村木氏個人による市場での物品調達先の一つとして関係しているにすぎず、かつ、㈲ムラキが「買出人としての村木氏個人」に販売する行為は通常の「仲卸しの業務」に含まれるから、それが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無である。

③買物ツアーの販売量はきわめてわずかである

　買物ツアーにおける販売量は、市場における仲卸業者の販売量に比べ、きわめてわずかである。しかも、買物ツアーで販売する物品は、営業権組合に関わる複数の個人が調達しており、かつ、各個人の調達先も多数存在するから、買物ツアーの販売量全体がわずかなうえ、それに占める㈲ムラキからの調達物品の量は、さらに少ない。

したがって、買物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は、量の点からも皆無である。

以上の①～③から、買物ツアーに条例第１０２条第４項を適用することは失当であり、本件改善措置命令が違法であることは明らかである。

なお、以上の①～③に基づくまでもなく、営業権組合の組合員は、築地市場において「のれんに基づく営業権」を持っており、これについては条例が関与できないが、この点については、反論書において詳述するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上